18　旧神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（R7.4.1 廃止）

※令和 7 年 3 月 31 日までに旧宅地造成等規制法の許可を受けている場合は、従前の例による。

（平成 12 年３月 24 日条例第 15 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第１項の規定に基づき、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第２条　知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、１件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

（手数料の減免）

第３条　知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から６月以内に宅地造成等規制法（以下「法」という。）第８条第１項の規定による許可を申請し、又は第 12 条第１項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。

２　次の各号に掲げる場合に該当するものの法第８条第１項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料及び法第 12 条第１項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。

（１）　公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく公営住宅又は住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づく改良住宅を建設する場合　前条の規定による額の５分の１の額

（２）　知事が、公益上必要と認める場合その他特別の理由があると認める場合　前条の規定による額の５分の１以上の額で知事が別に定める額

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成 18 年 10 月 24 日条例第 59 号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

別表（第２条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金　　額
１　法第８条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料	次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）500 平方メートル以内のもの １万 2,000 円 （２）500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの ２万 1,000 円 （３）1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの ３万 1,000 円 （４）2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの ４万 7,000 円 （５）5,000 平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの ６万 7,000 円 （６）１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの 11 万円 （７）２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの 17 万円 （８）４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの 25 万円 （９）７万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの 34 万円 (10)10 万平方メートルを超えるもの 42 万円
２　法第12条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 42 万円を超えるときは、その手数料の額は 42 万円とする。 （１）　宅地造成に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。）については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、前項の右欄に規定する額の 10 分の１の額 （２）　切土又は盛土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成に関する工事の設計の変更については、増加した切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項の右欄に規定する額